

議案第18号

羽曳野市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)の施行に伴う地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の一部改正により、同法を引用する規定に条ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市監査委員条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市監査委員条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 259 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

(羽曳野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 380 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例(平成 29 年羽曳野市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条関係</b> 羽曳野市監査委員条例</p> <p>(特別監査の着手の期日)</p> <p>第 4 条 法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求、同法第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定による監査の要求、同法第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求、同法第 242 条第 1 項の規定による監査の要求又は同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査の要求があつた場合には、監査委員は、5 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第 1 条関係</b> 羽曳野市監査委員条例</p> <p>(特別監査の着手の期日)</p> <p>第 4 条 法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求、同法第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定による監査の要求、同法第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求、同法第 242 条第 1 項の規定による監査の要求又は同法第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査の要求があつた場合には、監査委員は、5 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第 2 条関係</b> 羽曳野市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、500,000 円以上である場合とする。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第 2 条関係</b> 羽曳野市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、500,000 円以上である場合とする。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、500,000 円以上である場合とする。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第 3 条関係</b> 羽曳野市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、500,000 円以上である場合とする。</p> <p>以下省略</p>